

～建設業新分野事業展開貸付のご案内～

◆建設業者の新分野進出を支援します！

★ 融資対象者

次の①、②のいずれにも該当する中小企業者

- ① 県内に本店を有し、3年以上建設業を営む中小企業者で、建設業法に基づく建設業許可を有している者
- ② 事業計画を作成の上、下表記載の農業、林業、漁業、医療・福祉及び環境分野に進出しようとする者（進出先は、信用保証の対象となる事業に限る。）

| 分 野 | 業 種 等 |
|-------|--|
| 農業 | 茶作農業（製造加工設備を有し、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る）、蚕種製造業（製造加工設備を有するものに限る）、蚕種製造請負業（製造加工設備を有するものに限る）、てい鉄修理業、きのこを生産する事業（菌床栽培方式によるきのこの生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売するものに限る）、かいわれ大根を生産する事業（苗床栽培方式によるかいわれ大根の生産であって、作業所内において工場的生産設備をもって生産、卸売するものに限る）、養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る）、ふ卵業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る）、家畜貸付業、園芸サービス業 |
| 林業 | 製薪炭業（製造加工設備を有するものに限る）、薪請負製造業（製造加工設備を有するものに限る）、炭焼請負業（製造加工設備を有するものに限る）、炭販売業（製造加工設備を有するものに限る）、素材生産業、素材生産サービス業 |
| 漁業 | 真珠養殖業（養殖から加工までを一貫作業として行っているものに限る） |
| 医療・福祉 | 日本標準産業分類の大分類「P 医療、福祉」に属する事業 |
| 環境 | 日本標準産業分類の大分類「D 建設業」以外の大分類に属する事業で、かつ環境負荷低減につながる事業 |

★ 融資条件

| | |
|--------|-------------------------------------|
| 融資限度額 | 1億円 |
| 融資利率 | 年1.60%（固定利率） |
| 融資期間 | 10年以内（うち据置2年以内） |
| 資金用途 | 設備資金及び運転資金 |
| 担保・保証人 | 保証協会または金融機関の定めるところによる (第三者保証人不要) |
| 信用保証 | 原則必要 |

★ 申込先

申し込みは兵庫県制度融資の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が兵庫県制度融資を取り扱っています。

★ 問い合わせ先

兵庫県産業労働部地域金融室

☎ 078-362-3321

兵庫県県土整備部総務課建設業室

☎ 078-362-9249

[\(\[http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie05/ie05_000000031.html\]\(http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie05/ie05_000000031.html\)\)](http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie05/ie05_000000031.html)

★ その他

※ 取扱金融機関または信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。